

令和5年3月23日 開会

令和5年 第1回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

枚方寝屋川消防組合

目 次

議案第 1 号	枚方寝屋川消防組合消防救急基金条例の制定について	・・・	1頁
議案第 2 号	令和 4 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）	・・・	4頁
議案第 3 号	令和 5 年度枚方寝屋川消防組合予算	・・・	別冊
議案第 4 号	枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	・・・	25頁
議案第 5 号	枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について	・・・	31頁
議案第 6 号	枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について	・・・	36頁

議案第1号

枚方寝屋川消防組合消防救急基金条例の制定について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防救急基金条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

消防救急体制の充実を図るための基金の設置に伴い、必要な事項を定めるため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防救急基金条例

(設置)

第1条 消防救急体制の更なる充実強化を図ることにより、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに資するため、枚方寝屋川消防組合消防救急基金を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預け入れ、确实かつ有利な有価証券の買入れその他最も确实かつ有利な方法により保管し、運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上し、消防救急体制の更なる充実強化を図るために必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 管理者は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、

管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

令和 4 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第 2 号)

令和 4 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,768千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,454,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 23 日 提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,134,781	52,301	7,187,082
	1 負担金	7,134,781	52,301	7,187,082
3 国庫支出金		13,993	▲ 1,660	12,333
	1 国庫補助金	13,993	▲ 1,660	12,333
4 府支出金		15,746	234	15,980
	1 府負担金	15,746	234	15,980
6 寄附金		1,000	60,000	61,000
	1 寄附金	1,000	60,000	61,000
7 諸収入		29,263	165	29,428
	2 雑入	29,253	165	29,418
8 組合債		88,600	▲ 2,500	86,100
	1 組合債	88,600	▲ 2,500	86,100
9 繰越金		—	51,228	51,228
	1 繰越金	—	51,228	51,228
歳 入 合 計		7,295,226	159,768	7,454,994

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 消防費		6,702,060	161,496	6,863,556
	1 消防費	6,702,060	161,496	6,863,556
4 公債費		578,316	▲ 1,728	576,588
	1 公債費	578,316	▲ 1,728	576,588
歳 出 合 計		7,295,226	159,768	7,454,994

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

補		正			前			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還期限	据置期間	償 還 の 方 法	そ の 他
消防防災施設 整備事業	88,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は半年賦及び 年賦元金均等 償還	組合財政の都合 により償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
計	88,600							

(単位:千円)

補		正			後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還期限	据置期間	償 還 の 方 法	そ の 他
消防防災施設 整備事業	86,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は半年賦及び 年賦元金均等 償還	組合財政の都合 により償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
計	86,100							

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 分担金及び負担金	7,134,781	52,301	7,187,082		
(項)					
1. 負担金	7,134,781	52,301	7,187,082		
(目)1. 負担金	7,134,781	52,301	7,187,082	1. 枚方市負担金	35,615
				2. 寝屋川市負担金	16,686
(款)					
3. 国庫支出金	13,993	▲1,660	12,333		
(項)					
1. 国庫補助金	13,993	▲1,660	12,333		
(目)1. 消防防災施設整備費等 国庫補助金	13,993	▲1,660	12,333	1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,660
(款)					
4. 府支出金	15,746	234	15,980		
(項)					
1. 府負担金	7,518	234	7,752		
(目)1. 常備消防費府負担金	7,518	234	7,752	1. 職員派遣府負担金	234
(款)					
6. 寄附金	1,000	60,000	61,000		
(項)					
1. 寄附金	1,000	60,000	61,000		
(目)1. 一般寄附金	1,000	60,000	61,000	1. 一般寄附金	60,000
(款)					
7. 諸収入	29,263	165	29,428		
(項)					
2. 雑入	29,253	165	29,418		
(目)1. 雑入	29,253	165	29,418	1. 雑入	165

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 枚方市負担金	35,615	1. 枚方市負担金	35,615
		(1) 枚方市負担金(按分比率 60.9293%)	35,615
		經常経費	58,074
		特別経費	▲22,459
1. 寝屋川市負担金	16,686	2. 寝屋川市負担金	16,686
		(1) 寝屋川市負担金(按分比率 39.0707%)	16,686
		經常経費	37,240
		特別経費	▲20,554
1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,660	1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,660
		(1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金	▲1,660
1. 職員派遣府負担金	234	1. 職員派遣府負担金	234
		(1) 府立消防学校派遣教官人件費	234
1. 一般寄附金	60,000	1. 一般寄附金	60,000
		(1) 一般寄附金	60,000
1. 雑入	165	1. 雑入	165
		(1) 枚方市派遣職員人件費	158
		(2) 市立ひらかた病院派遣職員人件費	7

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
8. 組合債	88,600	▲2,500	86,100		
(項)					
1. 組合債	88,600	▲2,500	86,100		
(目)1. 消防防災施設整備事業債	88,600	▲2,500	86,100	1. 消防防災施設整備事業債	▲2,500
(款)					
9. 繰越金	-	51,228	51,228		
(項)					
1. 繰越金	-	51,228	51,228		
(目)1. 繰越金	-	51,228	51,228	1. 繰越金	51,228
歳 入 合 計	7,295,226	159,768	7,454,994		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 消防防災施設整備事業債	▲2,500	1. 消防防災施設整備事業債 ▲2,500 (1) 消防自動車整備事業 ▲2,500	
1. 前年度繰越金	51,228	1. 前年度繰越金 51,228 (1) 前年度繰越金 51,228	

2 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 3. 消防費	6,702,060	161,496	6,863,556	▲1,426	▲2,500	165	165,257
(項) 1. 消防費	6,702,060	161,496	6,863,556	▲1,426	▲2,500	165	165,257
(目)1. 常備消防費	6,569,510	163,571	6,733,081	234	-	165	163,172

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 20,573	2. 一般職給 20,573	
3. 職員手当等 98,209	1. 扶養手当 ▲155 2. 地域手当 463 3. 通勤手当 ▲6,116 4. 管理職手当 ▲2,832 5. 時間外勤務手当 65,459 7. 特殊勤務手当 12,757 10. 期末手当 ▲16,168 12. 退職手当 50,610 14. 住居手当 ▲3,544 19. 児童手当等 ▲2,265	1. 消防施設の整備事業経費 6,880 (1) 庁舎維持管理費 7,584 ア. 電気料金 5,700 イ. 都市ガス料金 2,234 ウ. 消防設備点検手数料 ▲69 エ. 自家用電気工作物保守委託料(本部・3署・中振出張所) ▲281 (2) 消防情報システム管理運営費 ▲704 ア. 車載端末移設手数料 ▲528 イ. 消防情報システム改修委託料 ▲176 2. 消防機械の整備事業経費 3,243 (1) 消防機械等整備費 3,243 ア. ガソリン・軽油等 3,243 3. 警防体制の整備事業経費 ▲97 (1) 救助隊強化推進費 ▲97 ア. 救助大会参加車両の借上料 ▲97 4. 救急高度化事業経費 ▲400 (1) 北河内救急業務連絡協議会事務費 ▲400 ア. 北河内救急業務連絡協議会負担金 ▲400 5. 組織体制整備事業経費 154,299 (1) 職員採用費 ▲484 委 ▲484 (2) 職員給与等管理費 88,338 ア. 職員給 20,573 イ. 扶養手当 ▲155 ウ. 地域手当 463 エ. 通勤手当 ▲6,116 オ. 管理職手当 ▲2,832 カ. 超過勤務手当 65,459 キ. 特殊勤務手当 12,757 ク. 期末手当 ▲16,168 ケ. 退職手当 50,610
4. 共 済 費 ▲30,444	2. 健康保険負担金 ▲813 3. 共済組合負担金 ▲27,655 5. 雇用保険料 ▲162 10. 厚生年金負担金 ▲1,814	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(目)2. 非常備消防費	1,820	▲525	1,295	-	-	-	▲525
(目)3. 消防施設費	130,730	▲1,550	129,180	▲1,660	▲2,500	-	2,610
(款) 4. 公債費	578,316	▲1,728	576,588	-	-	-	▲1,728
(項) 1. 公債費	578,316	▲1,728	576,588	-	-	-	▲1,728
(目)2. 利子	13,792	▲1,728	12,064	-	-	-	▲1,728

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需用費 11,177	2. 燃料費 3,243 5. 光熱水費 7,934	コ. 住居手当 ▲3,544 サ. 児童手当等 ▲2,265 シ. 健康保険負担金 ▲741 ス. 会計年度任用職員(通年任用)健康保険負担金 ▲72 セ. 共済組合負担金 ▲27,655 ソ. 再任用職員等雇用保険料 ▲162 タ. 再任用職員等厚生年金負担金 ▲1,500 チ. 会計年度任用職員(通年任用)厚生年金負担金 ▲314 (3) 総務管理課 庶務運営費 56,977 ア. システム構築委託料 ▲3,023 イ. 基金積立金 60,000 (4) 人事課 庶務運営費 9,468 ア. 人事関係負担金 9,468
11. 役務費 ▲597	4. 手数料 ▲597	6. 人材育成・組織活性化事業経費 ▲354 (1) 研修費 ▲354 ア. 消防大学校関係負担金 ▲154 イ. 専門教育関係負担金 ▲200
12. 委託料 ▲3,964	1. 委託料 ▲3,964	1. 枚方市消防団員活動経費 ▲362 (1) 諸 経 費 ▲362 光 ▲112 使 ▲250
13. 使用料及び賃借料 ▲97	1. 使用料及び賃借料 ▲97	2. 寝屋川市消防団員活動経費 ▲163 (1) 諸 経 費 ▲163 使 ▲163
18. 負担金、補助及び交付金 8,714	1. 負担金 8,714	1. 消防機械の整備事業経費 ▲1,550 (1) 消防車両等購入費 ▲1,550 ア. ミニタンク車購入費(中宮、南 各1台) イ. 救急車購入費(長尾1台)
24. 積立金 60,000	1. 基金積立金 60,000	
10. 需用費 ▲112	5. 光熱水費 ▲112	
13. 使用料及び賃借料 ▲413	1. 使用料及び賃借料 ▲413	
17. 備品購入費 ▲1,550	2. 機械器具費 ▲1,550	
22. 償還金、利子及び割引料 ▲1,728	3. 利子及び割引料 ▲1,728	1. 組織体制整備事業経費 ▲1,728 (1) 予算関係費 ▲1,728 ア. 利子 ▲728

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	7,295,226	159,768	7,454,994	▲1,426	▲2,500	165	163,529

(単位：千円)

節	細節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		イ. 一時借入金利息 ▲1,000

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(98) 641	23,281	2,487,949	2,297,180	4,808,410	914,147	5,722,557	
補正前	(98) 641	23,281	2,467,376	2,196,706	4,687,363	944,591	5,631,954	
比 較	(0) 0	0	20,573	100,474	121,047	▲ 30,444	90,603	

()内は、再任用職員及び会計年度任用職員で外書き

職員手当の	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	95,689	267,485	59,772	104,160	270,329	81,724	567,929
	補正前	95,844	267,022	65,888	106,992	204,870	68,967	584,097
	比 較	▲ 155	463	▲ 6,116	▲ 2,832	65,459	12,757	▲ 16,168
内 訳	区 分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)				
	補正後	457,367	329,779	62,946				
	補正前	457,367	279,169	66,490				
	比 較	0	50,610	▲ 3,544				

職員手当は、児童手当法に基づく児童手当等を除く

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区	分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料		20,573	昇給に伴う増減分	5,847	定期昇給見込額の増分 7,590 昇任昇格の昇給見込額の減分 ▲ 1,743	
			制度改正に伴う増減分	13,716	人事院勧告による増分 13,716	
			その他の増減分	1,010	職員変動による増減分 ・定年前早期退職者等に伴うもの ▲ 16,621 ・休職や育児休業等に伴うもの ▲ 18,452 ・懲戒処分による減給等に伴うもの ▲ 65 ・新規採用職員初任給の増加及び採用者の増加に伴うもの 12,916 ・その他 23,232	
職員 手 当		100,474	制度改正に伴う増減分	5,479	人事院勧告による増分 ・期末手当 2,954 ・地域手当 1,338 ・時間外勤務手当 1,124 ・退職手当 63	
			新型コロナウイルス感染症対応に伴う増減分	11,136	新型コロナウイルス感染症対応に伴う増分 11,136	
			その他の増減分	83,859	職員変動等による増減分 ・扶養手当 ▲ 155 ・地域手当 ▲ 875 ・通勤手当 ▲ 6,116 ・管理職手当 ▲ 2,832 ・特殊勤務手当 1,621 ・時間外勤務手当 64,335 ・期末手当 ▲ 19,122 ・退職手当 50,547 ・住居手当 ▲ 3,544	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	消防職員
令和5年1月1日 現 在	平均給料月額(円)	300,098
	平均給与月額(円)	439,918
	平均年齢(歳)	37歳6月
令和4年1月1日 現 在	平均給料月額(円)	300,151
	平均給与月額(円)	426,666
	平均年齢(歳)	38歳2月

上記金額について、再任用職員は、含まれていない

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.35) 2.15	(1.40) 2.25	(2.75) 4.40	有	
補正前	(1.35) 2.15	(1.35) 2.15	(2.70) 4.30	有	
国の制度	(1.35) 2.15	(1.40) 2.25	(2.75) 4.40	有	

()内は、再任用職員で外書き

地方債の前前年度末における
当該年度末における現在高

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1 普通債 (1) 消防	補 正 前	2,942,278	2,431,983
	補 正 額	—	—
	補 正 後	2,942,278	2,431,983

現在高並びに前年度末及び
の見込みに関する調書

(単位:千円)

当該年度中増減見込み		当該年度末現在高 見込額
当該年度中 当起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
88,600	564,524	1,956,059
▲ 2,500	—	▲ 2,500
86,100	564,524	1,953,559

議案第4号

枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例 の制定について

次のとおり枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定めるため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

(開示決定等の期限等)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内に行ななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して30日以内に行ななければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に行ななければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前3項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、これらの規定に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 実施機関がする開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等については、法第84条、第95条及び第103条の規定は、適用しない。

(訂正請求権及び利用停止請求権の特例)

第4条 訂正請求又は利用停止請求は、法第90条第1項各号に該当しない自己を本人とする保有個人情報についてもすることができる。

2 訂正請求及び利用停止請求については、法第90条第3項及び第98条第3項の規定は、適用しない。

(手数料等)

第5条 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、文書の写しその他の法第87条の規定による開示により交付することとなるもの(以下「文書の写し等」という。)の交付により保有個人情報の開示を受ける場合においては、当該文書の写し等の作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、文書の写し等の作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(個人情報ファイル簿の作成、公表等)

第6条 実施機関は、自ら保有する法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

2 法第75条第4項において読み替えられた同条第1項に定める事項のほか、個人情報ファイル簿には、規則で定める事項を記載しなければならない。

3 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。当該個人情報ファイルの保有をやめ、又は届け出た事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(運用状況の公表)

第7条 管理者は、毎年度、規則で定めるところにより、法及びこの条例の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第3項の規定は、この条例の施行の際現に保有している個人情報ファイルについて準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の廃止)

3 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例（平成30年枚方寝屋川消防組合条例第1号）は、廃止する。

(枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

4 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において同項に規定する実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧個人情報保護条例第2条第11項に規定する受託業務又は同条第12項に規定する指定管理業務に従事していた者

5 この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第14条、第19条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前

の例による。

6 この条例の施行後における旧個人情報保護条例第 31 条の規定に基づく運用状況の公表は、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧個人情報保護条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る同条第 8 項に規定する個人情報ファイル（同項第 1 号に掲げる情報の集合物に係るもの（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 48 条に規定する特定個人情報ファイルに該当するものを除く。）に限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において同項に規定する実施機関の職員であった者

(2) 附則第 3 項第 2 号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧個人情報保護条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関が保有していた旧個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているもの（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号を除く。）に限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前に旧個人情報保護条例第 2 条第 11 項に規定する受託者又は同条第 12 項に規定する指定管理者であった法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 2 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

- 10 附則第 7 項及び第 8 項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 11 この条例の施行後において、偽りその他不正の手段により、附則第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報保護条例第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる決定に基づき開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。
- 12 この条例の施行前にした旧個人情報保護条例に関する違反行為の処罰については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 5 号

枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の 全部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 23 日 提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠等を整備し直すため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例

枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 13 年枚方寝屋川消防組合条例第 3 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 情報公開に係る審査請求及び個人情報に係る審査請求に関する審査を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定に基づき、枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報公開に係る審査請求 枚方寝屋川消防組合情報公開条例（平成 30 年枚方寝屋川消防組合条例第 2 号）第 14 条に規定する審査請求をいう。
- (2) 個人情報に係る審査請求 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 106 条第 1 項に規定する審査請求をいう。
- (3) 諮問庁 情報公開に係る審査請求にあつては枚方寝屋川消防組合情報公開条例第 15 条第 1 項の規定による諮問をした同条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関を、個人情報に係る審査請求にあつては個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において読み替えられた同条第 1 項の規定による諮問をした枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年枚方寝屋川消防組合条例第 号）第 2 条第 2 項に規定する実施機関をいう。
- (4) 公文書 枚方寝屋川消防組合情報公開条例第 10 条第 1 項に規定する公開決定等に係る同条例第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。

- (5) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律第 82 条各項、第 93 条各項又は第 101 条各項の決定に係る同法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。

(審査会の組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員の委嘱期間は、2 年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2 年以内）とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第 5 条 管理者は、審査会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 7 条 審査会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、管理者）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。
3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(会議の非公開等)

第8条 審査会の会議は、非公開とする。

2 審査会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の調査審議の手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の公開又は開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、情報公開に係る審査請求についての審査会の調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例による。

(書面等交付手数料等)

第11条 枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例(平成28年枚方寝屋川消防組合条例第4号)第10条第3項から第5項までの規定は、前条第4項の規定によりその例によることとされる行政不服審査法第78条第4項又は同法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納めなければならない手数料について準用する。

2 枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例第10条第6項の規定は、送付により前条第4項の規定によりその例によることとされる行政不服審査法第78条第1項又は同法第81条第3項において準用する同

法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける者について準用する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(枚方寝屋川消防組合情報公開条例の一部改正)

2 枚方寝屋川消防組合情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。

第 15 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項第 1 号中「第 5 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

(枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例の一部改正)

3 枚方寝屋川消防組合行政不服審査に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加える。

第 10 条第 3 項中「係る」の次に「法第 81 条第 3 項において準用する」を加え、同条第 4 項中「審査会は、」の次に「法第 81 条第 3 項において準用する」を加え、同条第 6 項中「又は」の次に「法第 81 条第 3 項において準用する」を加え、「受けた」を「受ける」に改める。

議案第6号

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の
一部を改正する条例について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

国家公務員の取扱いに準じ、非常勤職員の退職手当の支給に関する規定を整備するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年枚方寝屋川消防組合条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「勤務した日」の次に「(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。)」を、「18 日」の次に「(枚方寝屋川消防組合の休日に関する条例（平成 3 年枚方寝屋川消防組合条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する枚方寝屋川消防組合の休日の日数を除く 1 月の日数が 20 日に満たない場合にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第 10 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第6号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日 <u>(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)</u> が18日 <u>(枚方寝屋川消防組合の休日に関する条例 (平成3年枚方寝屋川消防組合条例第1号) 第1条第1項に規定する枚方寝屋川消防組合の休日の日数を除く1月の日数が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)</u> 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例 (次の各号に掲げる部分以外の部分を除く。) の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日 _____</p> <p>_____ が18日 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例 (次の各号に掲げる部分以外の部分を除く。) の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で<u>勤務日数が職員みなし日数</u></p> <hr/> <p>以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>3～17 〔略〕</p>	<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日</u>以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>3～17 〔略〕</p>

議員提出議案第1号

枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する条例 の制定について

次のとおり枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

提出者	枚方寝屋川消防組合議会議員	村	上	順	一
		野	村	生	代
		漆	原	周	義
		岡	市	栄次郎	
		奥		大	輔
		馬	場		才

提案理由

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定めるため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第29条）
 - 第2節 訂正（第30条－第35条）
 - 第3節 利用停止（第36条－第40条）
 - 第4節 審査請求（第41条－第43条）
- 第5章 雑則（第44条－第48条）
- 第6章 罰則（第49条－第53条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、枚方寝屋川消防組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若し

くは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、枚方寝屋川消防組合情報公開条例（平成30年枚方寝屋川消防組合条例第2号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情

報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報に復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを

含む。)

- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならな

い。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報 の取扱いに 従事する 職員若しくは 職員であった者、前条第2項の業務に 従事している者若しくは 従事していた者又は 議会において 個人情報 の取扱いに 従事している 派遣労働者 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和60年法律第88号) 第2条第2号に規定する 派遣労働者をいう。以下この条及び第49条において同じ。) 若しくは 従事していた 派遣労働者は、その業務に関して 知り得た 個人情報 の内容を みだりに 他人に 知らせ、又は 不当な目的に 利用しては ならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報 の漏えい、滅失、毀損その他の 保有個人情報 の安全の確保に係る 事態であって 個人の 権利利益を 害するおそれ が大きいものとして 議長の 定めるものが 生じたときは、 本人に対し、 議長の 定めるところにより、 当該事態が 生じた旨を 通知しなければならない。ただし、 次の各号の いずれかに 該当するときは、 この限りでない。

- (1) 本人への通知が 困難な場合であって、 本人の 権利利益を 保護するため 必要なこれに 代わるべき 措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報 に第20条各号に 掲げる情報の いずれかが 含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために 保有個人情報を 自ら利用し、又は 提供しては ならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が 次の各号の いずれかに 該当すると 認めるときは、 利用目的以外の 目的のために 保有個人情報を 自ら利用し、又は 提供することができる。ただし、 保有個人情報を 利用目的以外の 目的のために 自ら利用し、又は 提供することによって、 本人又は 第三者の 権利利益を 不当に 侵害するおそれがあると 認められるときは、 この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は 本人に 提供するとき。
- (2) 議会が 法令の規定により その 権限に 属する 事務の 遂行に必要な 限

度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 管理者、公平委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第28条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第 36 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 36 条第 1 項第 2 号	第 12 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 19 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報

であるものを除く。以下この条及び第 46 条において同じ。) を第三者 (当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。) に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等 (仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。) を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。) を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託 (2 以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、議長が定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第30条第1項又は第36条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第30条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であ

った者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第45条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、

次条第2項並びに第26条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第 24 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそ

れ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条

の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報
を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開
示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にし
なければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた
場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理
由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること
ができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、
延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠
けている期間があるときは、当該期間の日数は、前2項の期間に算入し
ない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団
体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第42条
第2項第3号及び第43条において「第三者」という。)に関する情報
が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情
報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関す
る情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機
会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決
定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者
に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関す
る情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を
提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判
明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようと
する場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は

同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報等を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第42条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第27条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第28条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係

る保有個人情報前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第29条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、公文書の写しその他第27条第1項に規定する方法により開示を行うことによって交付することとなるもの（以下「公文書の写し」という。）の交付により保有個人情報の開示を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として議長が定める額を負担しなければならない。

3 議長は経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、議長の定めるところにより、公文書の写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第45条において「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手續）

第31条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報 を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第32条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第33条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第34条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、

延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、前2項の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 議長は、第33条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第45条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保

有個人情報 を 特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第38条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第39条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第40条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、前 2 項の期間に算入しない。

第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年枚方寝屋川消防組合条例第 号）第 1 条に規定する枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。この場合における同条例第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定の適用については、同項第 2 号中「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 106 条第 1 項」とあるのは「枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年枚方寝屋川消防組合条例第 号）第 41 条」と、同項第 3 号中「個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において読み替えられた同条第 1 項の規定による諮問をした枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年枚方寝屋川消防組合条例第 号）第 2 条第 2 項に規定する実施機関」とあるのは「議会の議長」と読み替えるものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第43条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第44条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定

の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第45条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第46条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（運用状況の公表）

第47条 議長は、毎年度、議長の定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

（委任）

第48条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第49条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する

目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 前3条の規定は、枚方市及び寝屋川市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第53条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。